



平成 27 年 11 月 16 日

各 位

会 社 名 株式会社フリークアウト
代表者名 代表取締役 CEO 本 田 謙
(コード番号：6094 東証マザーズ)
問合せ先 取締役 CFO 横山幸太郎
(TEL. 03-6721-1740)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 12 月 17 日開催予定の定時株主総会の付議議案として「定款一部変更の件」について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- ① 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)(以下、改正会社法といいます。)の施行に伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第 27 条及び第 38 条の一部を変更するものであります。
なお、現行定款第 27 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- ② 改正会社法の施行に伴い、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監査役(監査役会設置会社の場合は、監査役会)が決定するものとされたことに伴い、現行定款第 39 条の一部を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

- (1) 定款一部変更のための株主総会開催予定日 平成 27 年 12 月 17 日(木)
- (2) 定款一部変更の効力発生予定日 平成 27 年 12 月 17 日(木)

以 上

< 定款変更の内容 >

(下線部分は変更箇所を示しております)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第26条 (条文省略)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第28条～第37条 (条文省略)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第38条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>(会計監査人の選任)</p> <p>第39条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。<u>取締役は、会計監査人選任に関する議案を株主総会に提出するには、監査役会の同意を得なければならない。</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第26条 (条文省略)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第28条～第37条 (条文省略)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第38条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>(会計監査人の選任)</p> <p>第39条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。<u>監査役会は、株主総会に提出する会計監査人選任に関する議案の内容を決定する。</u></p>